

標題

船舶保安警報装置 (SSAS) の設置確認審査と無線 (SR) 検査について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0598
発行日 2004年9月7日

各位

船舶保安警報装置(SSAS)については SOLAS 条約 XI-2 章第 6 規則で規定されていますが、SOLAS 条約 IV 章の無線検査 (SR 検査) と SSAS の設置時期・確認審査についてよくお問い合わせがありますので、ここにご説明いたします。船種によっては 2004 年 7 月 1 日以降の最初の SR 検査時までに SSAS が搭載されていない場合には国際船舶保安証書が失効しますので十分ご注意ください。

1. SSAS の設置時期は？

SSAS の設置時期は、SOLAS 条約 XI-2 章第 6 規則で規定されているように、現存船にあっては 2004 年 7 月 1 日 (旅客船、オイルタンカー、ケミカルタンカー、ガスカリヤ、バルクキャリア) もしくは 2006 年 7 月 1 日 (その他の貨物船、MODU) 以降最初の SR 検査時までに設置しなければなりません。たとえばオイルタンカーの場合、2004 年 7 月 1 日以降最初の SR 検査を完了した時点が、SSAS の設置期限となり、その日以降 SSAS が設置されさらに確認審査が完了していなければ SOLAS 条約 XI-2 章第 6 規則の要件を満足していません。なお、現存新造船 (2004 年 7 月 1 日以前に起工され、2004 年 7 月 1 日以降に就航する船舶) においては、「最初の SR 検査時」は引渡し時に実施される初回 SR 検査となりますので、ご注意ください。

2. SSAS の確認審査はいずれの船級協会が行うのか？

SSAS は SOLAS 条約 XI-2 章第 6 規則で規定されていますので、SSAS の設置確認審査は船舶保安システム審査において実施することになります。SSAS の設置確認審査は SOLAS 条約 IV 章の下で実施する SR 検査の対象とはなりません。たとえば、SR 証書を ClassNK 以外の船級協会 (A 協会) が発行し、弊会 (ClassNK) が船舶保安システム審査を実施している場合、SSAS の設置確認審査は船舶保安システムの臨時審査として ClassNK が実施することになり、SR 検査は A 協会が実施することになります。反対の場合は、SR 検査を ClassNK が実施し、船舶保安システム審査を実施する A 協会が SSAS の設置確認審査を行うことになります。また、ClassNK が SR 証書を発行しており、かつ ClassNK が船舶保安システム審査を実施する場合、SR 検査も SSAS の設置確認審査も ClassNK が実施します。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任を負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ (URL: www.classnk.or.jp) においてご覧いただけます。

3. SSP の改訂承認は？

SSP に ISPS Code A/9. 4. 17 および A/9. 4. 18 で要求されている SSAS に関する事項が記載され承認を受けている必要があります。これらは SSP とは別冊とすることは可能ですが、別冊とした場合でも承認を受ける必要はあります。弊会が SSP 承認の代行権限が与えられている場合において弊会がすでに SSP を承認している場合、船上における SSAS 設置確認審査時に SSP の改訂承認を行うことも可能です。SSP 承認の代行権限が与えられていない場合並びに弊会以外の団体により承認されている場合は、SSP の改訂を承認することはできませんので、最初に SSP を承認した認定保安団体 (RSO) により改訂の承認を受けてください。

4. その他の注意点

上記の理由により、弊会の支部、事務局が該当船舶の SR 検査の申請を受け取った際に、本船が SSAS 設置確認審査を完了しているか否かをチェックし、完了していない場合であって SR 検査の指定期日まで余裕がある場合には、早急に SSP の改訂および SSAS の設置をお勧めし、それまで SR 検査の実施を見合わせていただくことがあります。

また、SR 検査の指定期日まで余裕がない場合には、旗国政府に対して SSAS の設置延期の承認を申請し承認を取得してください。旗国政府の承認があった場合には、船舶保安システムの臨時審査も併せて申請していただき、SR 検査を実施した後、船舶保安システムの臨時審査を実施し、指定事項 (Statement of Non-compliance) を付し特認証明 (Statement of Approved Remedial Action Plan) (最長 2 か月間有効) を発行します。また、旗国政府の承認が得られなかった場合もしくは旗国政府に対して SSAS の設置延期の承認を申請しなかった場合、SR 検査完了後、SSAS が設置期限までに設置確認審査を完了できなかったこと的事实を旗国政府に通知します。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 情報センター 安全管理システム部

住所: 千葉県千葉市緑区大野台 1-8-5 (郵便番号 267-0056)

Tel.: 043-294-5999

Fax: 043-294-7206

E-mail: smd@classnk.or.jp